

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在の会社B（以下「派遣元」という。）に派遣労働者として雇用され、同日からC所在のD会社E物流センター（以下「派遣先」という。）に派遣されて商品の梱包等の作業に従事していた。

請求人は、平成〇年〇月〇日、派遣先の倉庫内においてハンドフォークに追突されて、首、腰、肩などを負傷し、さらに、同月〇日、オリコンと呼ばれる容器を折りたたむ作業中に両手、特に左手の中指と人差し指を何度も強く挟み負傷し、加療の結果、いずれの傷病も平成〇年〇月〇日に治ゆ（症状固定）となった。

請求人は、平成〇年〇月末頃からイライラや不眠、感情の波が激しくなったなどとして、同年〇月〇日Fクリニックに受診し、「精神病症状を伴う重症うつ病エピソード」と診断された。

請求人は、精神障害を発病したのは、業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだもので

ある。

なお、請求人は上記業務災害による負傷について、治ゆ後、障害が残存しているとして、監督署長に障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、平成〇年〇月〇日の災害による負傷については、請求人に残存する障害が労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第14級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分をし、同月〇日の災害による負傷については、これを支給しない旨の処分をした。請求人は、これらの処分を不服として、審査官に審査請求をしたが、審査官はいずれも棄却したため、請求人は、更にこれらの決定を不服として、当審査会に再審査請求に及んだが、当審査会は、平成〇年〇月〇日付けでこれらを棄却する旨の裁決をした。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

（略）

第4 争点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

（略）

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

（略）

2 当審査会の判断

（1）精神障害の発病の有無及び発病時期について

請求人の主治医であるG医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、請求人に発病した精神障害をICD-10診断ガイドラインに照らして、「F32.3 精神病を伴う重症うつ病エピソード」とし、その根拠としてうつだけではなく、強迫、被害念慮も大きく存在しているためと述べている。また、発病時期については請求人の申立てに基づき平成〇年〇月の労災事故にあった後と述べている。

一方、H医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「請求人の心身の変調等をICD-10の診断ガイドラインに照らし、疾患名及び発病時期について検討すると、平成〇年〇月末頃からイライラ感や不眠等の症状が出現し、受診直前となった同年〇月上旬頃には不安、強迫症状を主とし、他には抑うつ、希死念慮等の症状も顕著に出現したことから、平成〇年〇月頃にF3の『気分（感情）障害』を発病したものと考えるのが妥当である。」と述べている。

当審査会としては、請求人の申述からみられる症状の経過等からみて、H医師の意見は妥当であり、請求人は、平成〇年〇月頃にICD-10診断ガイドラインの「F3 気分（感情）障害」（以下、「本件疾病」という。）を発病したと判断する。

(2) ところで、心理的負荷による精神障害等の業務上外の認定については、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としても、その取扱いを妥当なものであると考えることから、以下、認定基準に基づき本件について検討する。

(3) 業務による心理的負荷について

請求人の本件疾病発病前おおむね6か月間における業務による心理的負荷を来す出来事としては、請求人に対して派遣元事業場から有期雇用契約終了の通知がなされたことが認められる。これは、認定基準別表1の出来事の類型④「役割・地位の変化等」のうち、具体的出来事「非正規社員である自分の契約満了が迫った」に類推することとなり、その平均的な心理的負荷の程度は「I」である。請求人は、派遣元からの有期雇用契約満了の通知を退職の強要にあたりと主張しているが、当審査会としては、決定書第2の2の(2)のイに説示するように、契約更新は予め確約されたものではなく、手続上事業主の対応に問題はないことから、その心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。また、請求人は、平成〇年〇月に発生した業務災害による残存障害は現職に復職できない程重いものであるとも主張しているが、当審査会としては、請求人に残存した障害の程度からみて、認定基準別表1の特別な出来事「永久労働不能となる後遺障害を残す業務上の病気やケガをした」には該当しないと判断する。なお、請求人のその他の主張について、本件資料を子細に検討したが、上記判断を左右するものを見いだすことは出来なかった。

3 以上のとおりであるので、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。